

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月6日

【会社名】 株式会社トーモク

【英訳名】 TOMOKU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 斎藤 英 男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)6811(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 内 野 貢

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)6811(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 内 野 貢

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 一般募集 3,000,000,000円
(注) 募集金額は、発行価額の総額(日本国内において販売される
転換社債型新株予約権付社債の総額の上限)であります。日
本国内において販売される転換社債型新株予約権付社債の
総額に関しましては、平成29年3月3日提出の有価証券届
出書の「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発
行新株予約権付社債(短期社債を除く。)」をご参照くださ
い。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取
引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一
般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上
記の金額とは異なります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場
価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令
第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があり
ます。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を
開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び証
券会員制法人札幌証券取引所ですが、これらのうち主
たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する
金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は平成29年3月6日に株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により自己株式を取得いたしました。この自己株式取得により、平成29年3月3日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「手取金の使途」及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」に訂正すべき事項が生じたため、並びに、この自己株式取得により、有価証券届出書の添付書類である「自己株券買付状況」を更新するため、また、臨時報告書の訂正報告書を平成29年3月6日に提出いたしましたので、参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

3 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

「募集又は売出しに関する特別記載事項」

3 自己株式の取得について

第三部 参照情報

第1 参照書類

(添付書類の更新)

・自己株券買付状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

3 【新規発行による手取金の使途】

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額2,980百万円(国内販売額が上限の場合の概算額であり、海外販売額の決定に伴い減額されます)については、海外販売の手取概算額(未定)と合わせた手取概算額合計2,980百万円について、500百万円を平成29年3月中に当社子会社であるトーモクベトナム社における増資のための投融資資金に、1,240百万円を平成29年3月中に自己株式取得のために取り崩す手元資金の一部に、残額については平成30年3月までに運転資金のために金融機関から借入れた長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該自己株式取得の概要につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 自己株式の取得について」をご参照下さい。

(訂正後)

上記差引手取概算額2,980百万円(国内販売額が上限の場合の概算額であり、海外販売額の決定に伴い減額されます)については、海外販売の手取概算額(未定)と合わせた手取概算額合計2,980百万円について、500百万円を平成29年3月中に当社子会社であるトーモクベトナム社における増資のための投融資資金に、1,240百万円を平成29年3月6日に行った自己株式取得のために取り崩した手元資金の一部に、残額については平成30年3月までに運転資金のために金融機関から借入れた長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

なお、当該自己株式取得の概要につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 自己株式の取得について」をご参照下さい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 自己株式の取得について

(訂正前)

当社は、平成29年3月3日(金)開催の取締役会において、株主還元及び資本効率向上のために、当社普通株式につき、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、取得株式の総数3,700,000株、取得価額の総額1,400,000,000円をそれぞれ上限とし、自己株式の取得に関する事項を決議しております。

(訂正後)

当社は、平成29年3月3日(金)開催の取締役会において、株主還元及び資本効率向上のために、当社普通株式につき、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、取得株式の総数3,700,000株、取得価額の総額1,400,000,000円をそれぞれ上限とし、自己株式の取得に関する事項を決議しております。

当社は、平成29年3月6日(月)に株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式3,700,000株、取得価額の総額1,280,200,000円の自己株式の取得を行いました。

また、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は、平成29年3月6日(月)の取得をもちまして終了致しました。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第77期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第78期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第78期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月7日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第78期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月7日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月28日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月27日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成28年8月9日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成29年3月3日に関東財務局長に提出

(注) なお、転換価額等決定日に本8の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第77期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第78期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第78期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月7日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第78期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月7日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月28日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月27日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成28年8月9日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年3月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成29年3月3日に関東財務局長に提出

(注) なお、転換価額等決定日に本8の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

9 【訂正報告書】

訂正報告書(上記8 臨時報告書の訂正報告書)を平成29年3月6日に関東財務局長に提出

添付書類

・自己株式の取得に伴い、「自己株券買付状況」を更新しております。